平成２２年（フ）第５号
石川県鳳珠郡能登町字小木17字68番地21
債務者　奥成　悦雄
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時10分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第７号
石川県輪島市町野町真久イ部16番地
債務者　眞元　昭夫
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時20分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第８号
石川県鳳珠郡能登町字宮地５字16番地
債務者　平根　雅人
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第４１４２号
東京都千代田区五番町無番地外濠公園内千代田寮
債務者　富山　　章
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２３７号
東京都豊島区上池袋４丁目５－８－203
債務者　山崎　直哉
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２９７号
千葉県柏市豊四季台２丁目１－29－205
債務者　櫻井　久子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３２８号
埼玉県越谷市西方２丁目10－９
債務者　佐久間友二（旧姓南部）
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３４７号
東京都八王子市絹ケ丘２丁目57－11
債務者　岩本　雨哲
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２３号
東京都立川市高松町３丁目15番７号
債務者　永関　　満
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２８６号
東京都立川市一番町１丁目１番地の９大山荘12号
債務者　西村　石根
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２１１号
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字常盤85番地19
債務者　諏訪　尚彦
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第７号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字中山ノ井124番地１
債務者　對馬　禎子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
青森県つがる市下牛潟町鶴舞岬17番地
債務者　平山　丈洋
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後４時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２３２２０号
東京都江戸川区東葛西８丁目36―10　第３光コーポ106
債務者　織戸　大丸
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６号
山口県周南市城ヶ丘５丁目９番28号
債務者　下野　　仁
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部